

広陵町地域公共交通利便増進計画 パブリックコメントの実施概要について

■ パブリックコメントについて

当町では、広陵町自治基本条例第31条（広報・広聴、パブリックコメント）において、「町は、重要な条例の制定並びに計画の策定及び改廃を町議会に提案し、又は決定しようとするときは、これらの案を公表し、パブリックコメントを行うなど、町民からの意見及び提案を広く求めなければならない。」としていることから、実施するものです。

■ パブリックコメントの実施方法

- ①実施期間 ・ 2週間（5月下旬から6月中旬を予定）
- ②実施場所(方法) ・ Web（町ホームページ） 及び 公共施設（役場、さわやかホールなど 6箇所）での意見募集

■ 提出された意見について

提出された意見に対する回答案を事務局が作成します。意見内容によっては、計画の記載内容を修正し、計画の修正案を当協議会で審議していただきます（6月下旬予定）。

協議会での審議結果をもとに、意見に対する回答案を氏名等を公表しない形で、町HPで公表します。